楽器レンタル「Wintal（ウインタル）」学校申込書兼契約書 （一括支払用）

ウインタル契約条項に基づき、下記の通り申込みます。（下記太線内のみご記入ください）
契約は、株式会社フジクラ楽器（以下乙という）が審査し、甲の申込みを受諾した日より成立します。

申込日	年　月　日

お届け先				
フリガナ 学校名		フリガナ 団体名 ※部活で使用する場合		公　印
学校所在地 （楽器お届け先）	〒　－　　都道府県			
学校電話番号	市外局番（　　）　－	学校FAX番号	－	

申込者（保証人・甲）						
フリガナ 氏名		印	性別 男・女	生年月日	西暦　年　月　日	
				役職	☐教諭　☐事務主事　☐校長 ☐副校長　☐他（　　）	
現住所	〒　－　　都道府県					
自宅電話番号	市外局番（　　）　－	携帯番号	（　　）　－			
連絡先メールアドレス	←連絡は主にメールで行います。携帯アドレスの方は @wintal.jp からのメールを指定受信設定にしてください					
カード会社	☐VISA　☐MasterCard　☐JCB　☐AMERICAN EXPRESS	有効期限	月／　年			
カード番号 ※左詰め	－　　　　－　　　　－	カード名義 ※ローマ字				

楽器使用者	生徒（在校生）に限る	楽器使用目的	☐部活　☐イベント　☐授業 ☐その他（　　）	楽器引渡方法	☐店頭　☐配送
レンタル開始希望日	月　日（契約書到着後3日以降で指定）			楽器返却予定日	年　月　日
支払方法	☐店頭支払い（総額ご一括支払い）　☐銀行振込（総額ご一括支払い）			レンタル予定期間	①　ヶ月

物件	レンタル楽器名	月額レンタル料（税抜）	配送料（税抜）	契約番号	管理番号	備考
		円	円	0 0	0	
		円	円	0 0	0	
		円	円	0 0	0	
		円	円	0 0	0	
		円	円	0 0	0	
合計	レンタル台数 ②　台	③　円	④　円			

総額		
管理事務手数料　本数（②　台）×2,500円 ＝	⑤　円	レンタル料　期間（①　ヶ月）×（③　円）＝ ⑥　円
小計④+⑤+⑥ ＝　円 ＋ （消費税額）　円 ＝　円	支払総額	円

（振込先のご案内）埼玉りそな銀行　熊谷支店　普通口座　4919985　株式会社フジクラ楽器

（1）レンタル期間を延長される際は再度契約書が必要になりますのでご相談ください。万が一、期限を過ぎてご返却いただけなかった場合は、相当月のレンタル料金を申込者のクレジットカードより決済させていただきます。なお、お支払いが滞った場合には**契約解除**となりますのでご注意ください。その場合、楽器を即時ご返却いただいた上、レンタル料の未払金をご一括でお支払いいただきます。楽器未返却の場合には損害金をご請求させていただきますのでご了承ください。
（2）配送ご利用の場合、梱包箱は返却時にご使用いただくため保管しておいてください。**なお梱包箱毀損・紛失の際は1つにつき1,000円（税抜）を申し受けます。**
（3）レンタル品返却の際は、貸付時付属品（消耗品を除く）をすべてご返却ください。不足・紛失については弁償していただきます。付属品につきましては別紙「楽器確認書」をご確認ください。
（4）レンタル開始は、**レンタル品引渡し日（配送の場合はレンタル品到着日）の月から**とさせていただきます。レンタル料金は1ヶ月単位で計算し日割り計算を致しません。
（5）**当月末までのご利用で1ヶ月のレンタルと計算いたします。月途中から（1ヶ月未満）の**レンタルでもレンタル開始月1ヶ月分のレンタル料を申し受けます。
（6）日常のメンテナンスはお客様でお願いいたします。なお、お客様の過失、お手入れ不足などによる**修理・調整費につきましてはお客様のご負担**になります。（通常使用での破損、消耗品の交換、調整などは保守サービスとさせていただきます。）

契約日	年　月　日	レンタル開始日 ※引渡日	月　日	返却日	年　月　日
申込者確認書類	☐運転免許証　☐保険証　☐住民基本台帳　☐その他（　　） NO.			職員証明書	☐学校組合員証 ☐在籍証明書

受　付	楽器点検日	楽器点検責任者	有効性番号	決済処理日
			備　考	
楽器受取サイン	修理箇所			入金確認日

（乙）株式会社フジクラ楽器
代表取締役　藤倉久典
〒360-0816　埼玉県熊谷市
石原3-199-1
TEL048-521-1284　FAX048-524-1274

≪契約書送付先≫
上記まで

1810

ウインタル契約条項（学校用）

第１条（レンタル物件）
申込者（以下「甲」とする）と株式会社フジクラ楽器（以下乙とする）は、甲が本申し込みにて指定する物件（以下物件とする）をレンタル（賃貸）し、甲はこれを借り受けます。

第２条（レンタル契約の成立）
１．本レンタル契約は甲が教育機関に従事している事を条件とします。
２．甲は乙の指定する日本国内発行のクレジットカード（以下クレジットカードとする）に加入している事を条件とします。
３．本レンタル契約は乙が甲の申込を受諾した日より成立します。
４．甲は物件の引渡しを受けた日より本レンタル契約に従って物件を使用する事が出来ます。

第３条（レンタル期間）
レンタル期間は物件の引渡しを受けた月より開始し、甲が物件を返却する月末までをレンタル期間とします。また、開始希望日に合わせ乙が物件を準備したにもかかわらず、甲の都合で物件の引渡しが当該月にできない場合、物件の引渡しの有無に関わらず当該月よりレンタル開始とみなします。ただし、乙の都合で物件の引渡しができない場合はこの限りではありません。

第４条（レンタル料等）
１．甲は乙に対しレンタル料を毎月、もしくは返却月までの総額を一括で支払うものとし、その支払方法はクレジットカードによる決済または銀行振込・店頭での現金支払（一括に限る）とします。
２．支払方法を銀行振込（月決済）とした場合、甲は使用開始予定日までに初回レンタル料および管理事務手数料を支払うものとします。また翌月のレンタル料を前月２５日までに契約時の支払方法で乙に支払うものとします。
３．銀行振込（一括払い）の場合は使用開始日までにレンタル料および管理事務手数料を乙に支払うものとします。
４．レンタル料の支払いにかかる振込手数料は甲の負担とします。
５．銀行振込でレンタル料の支払いが滞った場合、乙は甲のクレジットカードより未払い金全額を引き落とします。
６．レンタル料は、レンタル開始日の月を１ヶ月目とし日割り計算をいたしません。（１ヶ月に満たない日数のレンタルや月末からのレンタルであっても１ヶ月として計算するものとします）
７．税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算します。
８．配送による引渡しには別途定めた配送料をレンタル料・管理事務手数料と合わせて支払うものとします

第５条（管理事務手数料）
甲は乙に対し所定の管理事務手数料を支払うものとし、その支払い方法は第４条に準じます。また、管理事務手数料２，５００円（税抜）はレンタル楽器１台ごとに発生します。

第６条（レンタル期間終了および返却の遅延）
１．レンタル期間はレンタル開始月より最長３６ヶ月以内とします。一括支払の場合には、定めた期間を最長とし延長はできないこととします。
２．レンタル期間が３６ヶ月を超えて甲から物件の返却がなされない場合は、返却がなされるまで、違約金として物件のレンタル料に年率１４．６％を加算した金額を毎月乙に支払うものとします。
３．前項によるレンタル料および違約金は、毎月末日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までに返却された場合、返却月を当月とみなし当該月以降は新たに発生しません。

第７条（レンタル物件の買取禁止）
甲は、レンタル期間（３６ヶ月）が満了しても物件を買い取ることはできません。甲は乙に、必ず物件を返却することとします。万が一、返却がなされない場合には第６条で規定する違約金が発生することとなります。

第８条（物件の引渡・検収）
１．乙は甲に対して、物件を乙の店頭での引き渡し、もしくは学校へ配送し引き渡します。
２．配送引渡しの場合の送料は甲の負担とし、支払方法は第４条に準じます。（送料は定めた金額の通りとします）
３．甲は乙からの出荷準備完了連絡を受けたのち２週間以内に物件を引取るものとします。（店舗引渡しの場合のみ）
４．甲は乙から物件の引渡しを受けた後検収し、物件に瑕疵があった場合、甲は乙に２日以内に通知するものとします。通知がなされなかった場合、物件は正常な状態で甲に引渡されたものとします。

第９条（担保責任）
乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性および甲の使用目的への適合性については担保しません。

第１０条（物件の使用保管）
１．甲は、物件を日本国内で使用し国外には持ち出さないものとします。
２．**使用者は甲が所属する教育機関に在籍する児童・生徒に限ります。**
３．甲は、注意を持って使用・保管し、これに要する消耗品・通常メンテナンス等の諸費用を負担するものとします。
４．甲は、物件の転貸、占有者の変更、改造はできません。
５．甲が物件をレンタル中に物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償し乙は一切責任を負いません。

第１１条（物件の譲渡等の禁止）
１．甲は、物件を第三者に譲渡し、物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
２．甲は、物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは乙へ通知し速やかにその事態を解消させます。
３．前項の場合において、乙が必要な措置をとった際、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとします。

第１２条（物件の滅失、毀損、免責）
甲が物件を滅失（所有権の侵害を含む）毀損した場合は、甲は乙に対して代替物件の購入代価または物件の修理代の相当額を損害賠償として支払います。この場合、銀行振込またはクレジットカードより直ちに支払うものとします。通常使用に基づく消耗等による故障は損害賠償の対象で第１３条に基づき保守サービス対応とします。

第１３条（保守サービス）
１．乙は甲に対して甲の責に帰すべからざる事由により、レンタル期間中、物件に性能的障害が発生した場合、乙の選択により無償にて修理もしくは物件を取り替えます。尚、甲または使用者の不注意などによる場合は有償とします。（宅配便を用いる場合、その送料は甲が負担します。）
２．前項により甲が物件を使用できない期間があったとしても第３条のレンタル期間に含みます。

第１４条（レンタル期間開始前解約）
１．レンタル契約が成立した日以降、甲の都合によりレンタル期間開始前に解約する場合、甲は乙に解約の通知をし、乙に所定の管理事務手数料及びキャンセル手数料（１ヶ月分のレンタル料）を支払うものとします。
２．乙が甲へ通知した物件引渡可能日から２週間を経過しても物件の引取りがない場合、乙は本契約を解除することができ、甲は乙に所定の管理事務手数料及びキャンセル料を支払います。（店舗引渡しの場合のみ）

第１５条（契約の解除）
甲が契約時に支払手段として登録したクレジットカードが無効となったとき、乙は催告なくこの契約を解除できるものとします。

第１６条（期限の利益の喪失）
１．甲に次の各号のいずれか一つに該当することが発生した場合には、本契約を直ちに終了すると共に、甲は乙に対し物件を返却し未払いレンタル料、その他一切の金銭債務全額を直ちに支払います。但し、乙の甲に対する損害賠償の請求は妨げられません。
Ａ．甲がレンタル料その他の支払を１回でも遅滞したとき。
Ｂ．甲が本契約条項に一つでも違反したとき、またはその恐れがあるとき。
Ｃ．甲に破産、民事再生手続、その他これに類する申し立てがあったとき。
Ｄ．第１５条に該当するとき。
Ｅ．連絡不通、変更届出の懈怠、資料提出の拒否、個人情報の虚偽があったとき
２．１の事由により本契約を解除したにもかかわらず楽器の返却がなされないときは甲が乙に対し代替物件の購入代価を損害賠償として支払います。

第１７条（物件の返却と契約終了）
１．毎月末日（当該日が休業日の場合は翌営業日）までに返却された場合を当月までのレンタルとし、その返却をもって契約を終了とする。（宅配便を用いる場合は末日までに乙へ到着していること）
ただし、乙の都合で返却期限が延長・変更された場合はこの限りではありません。
２．甲は物件を返却する際、乙店頭に営業時間内に持ち込むものとします。
宅配便を用いる場合、その送料は甲が負担します。

第１８条（支払遅延損害金）
甲が本契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、乙に対して未払月の１日より完済の日まで年率１４．６％の割合による支払遅延損害金を該当月のレンタル料に加算し支払います。また甲に対する乙の督促事務手数料として１回あたり１，０００円（税抜）を甲は乙に支払うものとします。

第１９条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）
甲は、申込み時に甲が記入する属性等の情報（以下｢個人情報｣という）の利用・提供および登録に関し、以下の内容に同意いたします。
１．乙が、本契約条項（本契約を含むものとし、以下同様とする）に基づく与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務等のため、乙がそれら業務を委託する決済代行会社に個人情報を供与すること。
２．乙、もしくは決済代行会社が本契約条項に係る取引上の判断にあたり、甲の支払能力の調査のため当該機関に照会し、甲の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。
３．乙が甲や使用者に対して情報提供や営業案内等に利用すること。
４．個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するものとします。

第２０条（管轄裁判所）
この契約によって係争が生じたときは訴額の如何に関わらず、さいたま地方裁判所または熊谷簡易裁判所を管轄裁判所といたします。

以上の契約条項に同意します。

年　　　月　　　日

（甲）申込者署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
（カード名義人）

レンタルの注意事項(学校レンタル)

（必ずお読みください。契約書受領の時点で全て了承済みと判断いたします）

◆ *レンタル期間の計算は月単位です*
月途中からのレンタルであっても月末までの返却で１ヶ月分（貸出開始月）のレンタル料金を頂戴いたします。月をまたぎ返却されますと翌月分の料金が発生いたしますのでご注意下さい。
（※例：３月１５日レンタル開始→４月１４日返却の場合　３月分＋４月分＝２ヶ月分のレンタル代金が発生）

◆ *支払方法はクレジットカードのほか銀行振込・現金一括払い（店頭のみ）に対応しております*
レンタル料金の支払方法はクレジットカードのほか、銀行振込・現金一括払い（店頭のみ）に対応しておりますが、 **いずれの場合も契約時にご契約者様のクレジットカードを登録させていただきます。**カードの審査が通らなかった場合はレンタルができません。
なお、銀行振込の場合は事前連絡の上、振込人名に必ず学校名を入れてお振込いただきますようお願いいたします。

◆ *楽器の使用者は契約者様が所属する教育機関に在籍する生徒・児童に限ります*
万が一第三者への貸与がわかった場合には即時契約を解除させていただきますので予めご了承下さい。

◆ *修理にかかる費用・送料はお客様にご負担いただきます*
通常使用においての点検調整費・消耗部品の交換費用は「管理事務手数料」に含まれますが、お手入れ不足や過失が原因の修理費用は全額お客様にご負担いただきますので取り扱いにはご注意ください。（落下による変形や凹み／オイルを挿さないことによるピストン固着等が多くなっております）なお送料もご負担いただきます。
＜　配送をご利用のお客様　＞
◆ 梱包箱は返却時にもご利用いただきます。紛失された場合は箱代として1,000円（税抜）を申し受けます。予めご了承下さい。
◆ 配送にかかる送料はお客様にご負担いただきます。弊社から送る際の送料は初回レンタル料金と合わせてお支払いいただきます。返却の際はお客様が元払いでお送りください。

契約書チェック（以下のものを一緒にご郵送ください）
□契約書１枚目　□契約書２枚目（契約条項）　□申込者の身分証のコピー（現住所欄必須）
□在籍証明書（コピー可）
※身分証明書を組合員証でご提示いただいた場合、在籍証明書の提示は必要ありません

宛名シート
（契約書をご郵送される場合は印刷し点線から切り取り、封筒宛名部に貼りご郵送ください）
※封筒裏面にはお客様のご住所・お名前を必ずご記入ください

３６０－０８１６

埼玉県熊谷市石原３－１９９－１

株式会社フジクラ楽器
ウインタル事業部　　行